

■荒川水系(埼玉県域)の減災に係る取組項目(第3期)案

【凡例】

■：荒川水系(埼玉県域)の減災に係る取組項目(第3期)における新規追加案(4項目)

※：第1次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日)

⇒内閣官房主導の下、概ね令和8年度から令和12年度までの計画期間において、国土強靱化を進めるために実施する主な取組を示した計画。

別添3

旧(全62項目) ～荒川水系(埼玉県域)の減災に係る取組項目(第2期)～					新(全48項目) ～荒川水系(埼玉県域)の減災に係る取組項目(第3期)～					対応内容	
具体的な取組の柱					具体的な取組の柱						
事項	課題	目標時期	取組機関		事項取組No.	課題	目標時期	取組機関			
具体的取組(県・市町調査項目)					具体的取組(県・市町調査項目)主な取組項目						
1)ハード対策の主な取組											
■洪水を河川内で安全に流す対策											
1	・優先的に実施する堤防整備、多数の人命被害が生じる区域の堤防強化対策、入間川流域緊急治水対策プロジェクトをはじめとする浸水被害軽減対策	AB	R7年度	関東地整	1	1	・優先的に実施する堤防の整備、多数の人命被害が生じる区域の堤防強化対策や、入間川流域緊急治水対策プロジェクトをはじめとする浸水被害軽減対策	AB	R7年度 引き続き実施	関東地整	減災に係る取組方針における「各取組項目の内容詳細」に示すことで、取組項目の内容を簡素化した。
2	・橋梁部周辺対策の実施	AB	引き続き実施	関東地整	2	2	・橋梁部周辺対策の実施	AB	引き続き実施	関東地整	第2期までに完了した取組であるため、削除した。
3	・多数の家屋や重要施設等の保全対策等(樹木伐採、河道掘削)	AB, AD	引き続き実施	関東地整	3	2	・多数の家屋や重要施設等の保全対策等(樹木伐採、河道掘削)	AB, AD	引き続き実施	関東地整	
■危機管理型ハード対策											
4	・堤防天端の保護、裏法尻の補強	AD	引き続き実施	関東地整	4	3	・堤防天端の保護、裏法尻の補強	AD	引き続き実施	関東地整	
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備											
5	・雨量・水位等の観測データおよび洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備・拡充(危機管理型水位計やCCTVカメラの設置、監視機能強化、ダム放流警報の耐水化等)	B	引き続き実施	関東地整・県	5	4	・雨量・水位等の観測データおよび洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備・拡充(危機管理型水位計やCCTVカメラの設置、監視機能強化、ダム放流警報の耐水化等)	B	引き続き実施	関東地整・県	減災に係る取組方針における「各取組項目の内容詳細」に示すことで、取組項目の内容を簡素化した。
6	・情報伝達手段の改善	LM	引き続き実施	市町	6	5	・情報伝達手段の改善	LM	引き続き実施	市町	
7-1	・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備	V	引き続き実施	関東地整・県・市町	7-1	6	・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備及び水防資機材等の関係者による共同点検	V	引き続き実施	関東地整・県・市町	旧No.7-2を統合
7-2	・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の関係者による共同点検	V	引き続き実施	関東地整・県・市町	7-2		・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の関係者による共同点検	V	引き続き実施	関東地整・県・市町	旧No.7-1に統合
8	・排水機場の耐水化や水門・機場等の遠隔操作を確実にける対策(二重化)の実施	Y	引き続き実施	関東地整・機構・県	8	7	・排水機場の耐水化や水門・機場等の遠隔操作を確実にける対策(二重化)の実施	Y	引き続き実施	関東地整・機構・県	
9-1	・浸水時やダムにおいては、大規模停電時においても災害対応を継続するための施設整備	W,X	引き続き実施	関東地整・県・市町	9-1	8	・浸水時やダムにおいては、大規模停電時においても災害対応を継続するための施設整備及び自家発電装置の耐水化等の実施	W,X	引き続き実施	関東地整・県・市町・鉄道事業者	旧No.9-2を統合。また、減災に係る取組方針における「各取組項目の内容詳細」に示すことで、取組項目の内容を簡素化した。
9-2	・浸水時やダムにおいては、大規模停電時においても災害対応を継続するための自家発電装置の耐水化等の実施	W,X	引き続き実施	関東地整・県・市町・鉄道事業者	9-2		・浸水時やダムにおいては、大規模停電時においても災害対応を継続するための自家発電装置の耐水化等の実施	W,X	引き続き実施	関東地整・県・市町・鉄道事業者	旧No.9-1に統合
						9	・鉄道施設の浸水対策及び鉄道河川橋梁の流失、傾斜対策	W,AB,AD	引き続き実施	鉄道事業者	★第3期における取組項目として新規追加 【新規追加の背景等】 ▶ 近年の災害事例として、令和元年東日本台風時には、上田電鉄別所線で落橋事故が発生している。また地下街等の浸水被害を踏まえ、各鉄道事業者では、地下鉄出入口における浸水対策が進められている。 ▶ 第1次国土強靱化実施中期計画※において、推進が位置づけられている取組である。 ▶ 減災対策協議会における「洪水を河川内で安全に流す対策などのハード対策」に合致する取組である。
10	・河川防災ステーションの整備や円滑な水防活動等の活用方策検討、堤防天端上の車両交換場所等の整備	AC	引き続き実施	関東地整	10	10	・河川防災ステーションの整備や円滑な水防活動等の活用方策検討、堤防天端上の車両交換場所等の整備	AC	引き続き実施	関東地整	
11-1	・広域避難計画に必要となる避難場所の整備	H, I, J, Q	引き続き実施	関東地整・県・市町	11-1	11	・広域避難計画に必要となる避難場所、避難路の整備	H, I, J, Q	引き続き実施	関東地整・県・市町	旧No.11-2を統合
11-2	・広域避難計画に必要となる避難路の整備	H, I, J, Q	引き続き実施	関東地整・県・市町	11-2		・広域避難計画に必要となる避難路の整備	H, I, J, Q	引き続き実施	関東地整・県・市町	旧No.11-1に統合
2)ソフト対策の主な取組											
①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組											
■的確な避難行動を取るための情報提供											
12	・緊急速報メールによるプッシュ型の洪水予報等の情報発信	B	引き続き実施	関東地整・県	12	12	・緊急速報メールによるプッシュ型の洪水予報等の情報発信	B	引き続き実施	関東地整・県	
13	・水位計、ライブカメラ、河川監視用カメラ、水害リスクラインに基づく洪水予報等の情報提供の拡充	B	引き続き実施	関東地整・機構・県	13	13	・水位計、ライブカメラ、河川監視用カメラ、水害リスクラインに基づく洪水予報等の情報提供の拡充	B	引き続き実施	関東地整・機構・県	
14	・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警戒級の現象」等の改善(水害時の情報入手のしやすさサポート)	K	引き続き実施	気象庁	14	14	・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警戒級の現象」等の段階的な改善(水害時の情報入手のしやすさサポート)	K	引き続き実施	気象庁	関係機関からの意見に基づき、取組項目の内容を最新の施策に即した形へ修正した。
15	・災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	N	引き続き実施	関東地整・機構・県・市町・鉄道事業者	15	15	・災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	N	引き続き実施	関東地整・機構・県・市町・鉄道事業者	
16-1	・市町村庁舎への情報伝達の充実	W	引き続き実施	関東地整・県・市町	16-1	16	・市町村庁舎や災害拠点病院への情報伝達の充実	W	引き続き実施	関東地整・県・市町	旧No.16-2を統合
16-2	・災害拠点病院への情報伝達の充実	W	引き続き実施	関東地整・県・市町	16-2		・災害拠点病院への情報伝達の充実	W	引き続き実施	関東地整・県・市町	旧No.16-1に統合
17	・洪水予測や河川水位の状況に関する解説	B,K	引き続き実施	関東地整	17	17	・洪水予測や河川水位の状況に関する解説	B,K	引き続き実施	関東地整	
■避難指示の発令に着目したタイムラインの作成											
18	・氾濫ブロック・区間に応じたきめ細やかな危険水位設定	D,F	引き続き実施	関東地整	18	18	・氾濫ブロック・区間に応じたきめ細やかな危険水位設定	D,F	引き続き実施	関東地整	
19	・氾濫流の広域拡散を考慮した越水・破堤後を含めた、避難指示の発令等に着目したタイムラインの作成	C,E, G	引き続き実施	関東地整・市町・鉄道事業者	19	19	・氾濫流の広域拡散を考慮した越水・破堤後を含めた、避難指示の発令等に着目したタイムラインの作成	C,E, G	引き続き実施	関東地整・市町・鉄道事業者	
20	・タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練	K,P, Q	引き続き実施	関東地整・機構・気象庁・県・市町	20	20	・タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練	K,P, Q	引き続き実施	関東地整・機構・気象庁・県・市町	
21	・避難訓練等の実施による避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認及び見直し	C,E, F,G	引き続き実施	関東地整・機構・気象庁・県・市町	21	21	・避難訓練等の実施による避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認及び見直し	C,E, F,G	引き続き実施	関東地整・機構・気象庁・県・市町	
■浸水リスク情報の周知、避難行動支援											
22-1	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	A,D	引き続き実施	関東地整・県	22-1	22	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表及びダム下流部における浸水想定図の作成	A,D	引き続き実施	関東地整・機構・県	旧No.22-2を統合
22-2	・想定最大規模降雨によるダム下流部における浸水想定図の作成	A,D	引き続き実施	関東地整・機構	22-2		・想定最大規模降雨によるダム下流部における浸水想定図の作成	A,D	引き続き実施	関東地整・機構	旧No.22-1に統合
23-1	・浸水被害軽減地区指定に向けた箇所の抽出及び情報提供の実施	A,D	引き続き実施	関東地整	23-1	23	・浸水被害軽減地区指定に向けた箇所の抽出及び情報提供の実施	A,D	引き続き実施	関東地整・県・市町	旧No.23-2を統合
23-2	・浸水被害軽減地区指定の課題の共有を踏まえた指定	A,D	引き続き実施	県・市町	23-2		・浸水被害軽減地区指定の課題の共有を踏まえた指定	A,D	引き続き実施	県・市町	旧No.23-1に統合
24-1	・想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの作成・周知、訓練等への活用	H	引き続き実施	市町・鉄道事業者	24-1	24	・想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの作成・周知、訓練等への活用	H	引き続き実施	関東地整・市町・鉄道事業者	旧No.24-2を統合。ただし、旧No.24-2の内容は、減災に係る取組方針における「各取組項目の内容詳細」に示すこととした。
24-2	・想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの優良事例の提供(専門家による支援の実施)	H	引き続き実施	関東地整	24-2		・想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの優良事例の提供(専門家による支援の実施)	H	引き続き実施	関東地整	旧No.24-1に統合
25-1	・広域避難計画の策定	H,J, Q	引き続き実施	関東地整・県・市町・鉄道事業者	25-1	25	・広域避難計画の策定、及び市町間の協定締結、鉄道事業者による適正な運転規制	H,J, Q	引き続き実施	関東地整・県・市町・鉄道事業者	旧No.25-2を統合。また、関係機関からの意見に基づき、鉄道事業者が実施する取組内容を追加した。
25-2	・広域避難計画の市町村間の協定締結	H,J, Q	引き続き実施	関東地整・県・市町	25-2		・広域避難計画の市町村間の協定締結	H,J, Q	引き続き実施	関東地整・県・市町	旧No.25-1に統合
						26	・受援計画の作成	W,X	引き続き実施	関東地整・県・市町	★第3期における取組項目として新規追加 【新規追加の背景等】 ▶ 大規模水害時には、被害状況の把握、人命救助、避難所運営、支援物資の供給等、多岐にわたる業務が発生することから、平時より「受援計画」を策定し、人的・物的支援の受入れ体制を確立しておくことで、災害対応力の向上を図ることが重要とされている。 ▶ 第1次国土強靱化実施中期計画※において、推進が位置づけられている取組である。 ▶ 減災対策協議会の目標達成に向けた3本柱における「①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組」に合致する取組である。
26	・平常時から住民に水害リスクをわかりやすく伝える「まるごと、まちごとハザードマップ」の推進及び設置事例や利活用事例の共有	K	引き続き実施	関東地整・市町	26	27	・平常時から住民に水害リスクをわかりやすく伝える「まるごと、まちごとハザードマップ」の推進及び設置事例や利活用事例の共有	K	引き続き実施	関東地整・市町	減災に係る取組方針における「各取組項目の内容詳細」に示すことで、取組項目の内容を簡素化した。
27-1	・要配慮者利用施設の避難計画の作成	O	R3年度	市町	27-1	28	・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び避難訓練の支援	O	R3年度 引き続き実施	市町	旧No.27-2を統合
27-2	・要配慮者利用施設の避難訓練の支援	O	R3年度	市町	27-2		・要配慮者利用施設の避難訓練の支援	O	R3年度	市町	旧No.27-1に統合
						29	・個別避難計画の作成	H,O	引き続き実施	市町	★第3期における取組項目として新規追加 【新規追加の背景等】 ▶ 災害対策基本法第49条の10において義務化されている「避難行動要支援者名簿の作成」は、約99%(R3時点)の自治体で作成される等普及が進んでいるが、災害時には高齢者の被害が依然として多く、避難の実効性確保が課題となっている。そのため、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、災害対策基本法第49条の14に基づき、「個別避難計画の作成」が努力義務化された。 ▶ 第1次国土強靱化実施中期計画※において、推進が位置づけられている取組である。 ▶ 減災対策協議会の目標達成に向けた3本柱における「①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組」に合致する取組である。
28-1	・避難場所の絶対数が不足する地域における既存施設の避難場所としての活用	I	引き続き実施	市町・鉄道事業者	28-1	30	・避難場所の絶対数が不足する地域における既存施設や民間施設の避難場所としての活用	I	引き続き実施	市町・鉄道事業者	旧No.28-2を統合。また、減災に係る取組方針における「各取組項目の内容詳細」に示すことで、取組項目の内容を簡素化した。
28-2	・避難場所の絶対数が不足する地域における民間施設を活用した事例や調整内容、協定の締結等の情報提供	I	引き続き実施	市町	28-2		・避難場所の絶対数が不足する地域における民間施設を活用した事例や調整内容、協定の締結等の情報提供	I	引き続き実施	市町	旧No.28-1に統合
29	・応急的な退避場所の確保	I	引き続き実施	関東地整・市町	29	31	・応急的な退避場所の確保	I	引き続き実施	関東地整・市町	

■荒川水系(埼玉県域)の減災に係る取組項目(第3期)案

【凡例】
■:荒川水系(埼玉県域)の減災に係る取組項目(第3期)における新規追加案(4項目)
※:第1次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日)
⇒内閣官房主導の下、概ね令和8年度から令和12年度までの計画期間に
おいて、国土強靱化を進めるために実施する主な取組を示した計画。

別添3

旧(全62項目) ～荒川水系(埼玉県域)の減災に係る取組項目(第2期)～					新(全48項目) ～荒川水系(埼玉県域)の減災に係る取組項目(第3期)～					対応内容	
具体的な取組の柱					具体的な取組の柱						
事項					課題	目標時期	取組機関				
	具体的取組(県・市町調査項目)							事項取組No. 旧No. 新No.			
										★第3期における取組項目として新規追加 【新規追加の背景等】 ▶ 近年の災害の広域化・激甚化に伴い、被害状況の迅速な把握や情報共有の重要性が高まっていることから、災害情報を地理空間情報として一元的に管理するシステムとして、令和6年4月より「新総合防災情報システム(SOBO-WEB)」の運用が開始された。 ▶ 第1次国土強靱化実施中期計画※において、推進が位置づけられている取組である。 ▶ 減災対策協議会の目標達成に向けた3本柱における「①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組」に合致する取組である。	
30	・避難訓練への地域住民の参加促進	H	引き続き実施	市町	30	33	H	引き続き実施	市町		
31-1	・高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施	O	引き続き実施	関東地整・県・市町	31-1	34	O	引き続き実施	関東地整・県・市町		旧No.31-2を統合
31-2	・要配慮者利用施設等の避難における地域との連携事例の共有	O	引き続き実施	関東地整・県・市町	31-2		O	引き続き実施	関東地整・県・市町		旧No.31-1に統合
32-1	・地区防災計画の作成	C,J,T	引き続き実施	関東地整	32-1	35	C,J,O,P,Q,T	引き続き実施	関東地整		旧No.32-2、旧No.33を統合
32-2	・地域の防災リーダー育成に関する支援	C,J,T	引き続き実施	関東地整	32-2		C,J,I	引き続き実施	関東地整		旧No.32-1に統合
33	・地域防災力の向上のための人材育成	O,P,Q	引き続き実施	関東地整	33		O,P,Q	引き続き実施	関東地整		旧No.32-1に統合
■防災教育や防災知識の普及・啓発					■防災教育や防災知識の普及・啓発						
34	・水防災に関する説明会の開催	B,K	引き続き実施	関東地整・機構・気象庁・県・市町	34	36	B,K	引き続き実施	関東地整・機構・気象庁・県・市町		
35	・教員を対象とした講習会の実施	K	引き続き実施	関東地整・機構・気象庁・県・市町	35	37	K	引き続き実施	関東地整・機構・気象庁・県・市町		
36-1	・小学生を対象とした防災教育の実施・支援及び先進的な事例の共有	K	引き続き実施	関東地整・機構・気象庁・市町	36-1	38	K	引き続き実施	関東地整・機構・気象庁・県・市町	旧No.36-2、旧No.37を統合。また、減災に係る取組方針における「各取組項目の内容詳細」に示すことで、取組項目の内容を簡素化した。	
36-2	・中学生を対象とした防災教育の実施・支援及び先進的な事例の共有	K	引き続き実施	関東地整・機構・気象庁・市町	36-2		K	引き続き実施	関東地整・機構・気象庁・市町	旧No.36-1に統合	
37	・出前講座等を活用した講習会の実施	K	引き続き実施	関東地整・機構・気象庁・県・市町	37		K	引き続き実施	関東地整・機構・気象庁・県・市町	旧No.36-1に統合	
38	・防災施設の機能に関する情報提供の充実	K	引き続き実施	関東地整・機構・県	38	39	K	引き続き実施	関東地整・機構・県		
②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組					②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組						
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化					■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化						
39	・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間や重要水防箇所の共同点検	R	引き続き実施	関東地整・県・市町	39	40	R	引き続き実施	関東地整・県・市町		
40-1	・水防団強化を目的とした、広報の充実(水防団確保)	T,S,U	引き続き実施	関東地整・県・市町	40-1	41	T,S,U	引き続き実施	関東地整・県・市町	旧No.40-2を統合	
40-2	・水防団強化を目的とした、水防団間での連携・協力に関する検討	T,S,U	引き続き実施	関東地整・県・市町	40-2		T,S,U	引き続き実施	関東地整・県・市町	旧No.40-1に統合	
40-3	・水防団強化を目的とした、関係機関が連携した実働水防訓練の実施や訓練内容の改善	T,S,U	引き続き実施	関東地整・県・市町	40-3	42	T,S,U	引き続き実施	関東地整・県・市町		
41	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進及び具体的な広報の進め方の検討	S	引き続き実施	市町	41	43	S	引き続き実施	市町		
42	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	U	引き続き実施	市町	42	44	U	引き続き実施	市町		
■既設ダムの危機管理型運用方法の確立					■既設ダムの危機管理型運用方法の確立						
43-1	・既存ダムの機能を最大限活用する運用方法の検討	AA	引き続き実施	関東地整・機構	43-1	45	AA	引き続き実施	関東地整・機構	旧No.43-2を統合	
43-2	・「ダムの柔軟な運用」の運用	AA	引き続き実施	関東地整・機構	43-2		AA	引き続き実施	関東地整・機構	旧No.43-1に統合	
44	・ダム放流情報を活用した避難体系の確立	AA	引き続き実施	関東地整	44	46	AA	引き続き実施	関東地整・機構	「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(平成31年1月29日)によると、ダム放流情報等、住民の避難行動につながる情報提供等について、河川管理者と共同で実施する旨が示されていたため、「水資源機構」を取組機関に追加した。	
③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組					③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組						
■排水作業準備計画(案)の作成及び排水訓練の実施					■排水作業準備計画(案)の作成及び排水訓練の実施						
45	・既存排水施設、排水ポンプ車等を活用した排水作業準備計画の策定	Z	引き続き実施	関東地整・機構・県・市町	45	47	Z	引き続き実施	関東地整・機構・県・市町		
46	・排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施	Z	引き続き実施	関東地整・機構・気象庁・県・市町	46	48	Z	引き続き実施	関東地整・機構・気象庁・県・市町		